

防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本プロポーザルは、防府市新庁舎建設基本・実施設計を行うに当たり、高度な技術力、豊富な知識と経験、柔軟な発想力を備えた設計者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

防府市新庁舎建設に係る基本設計及び実施設計

（詳細は、別紙「防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書」のとおり。）

(3) 履行期間

契約締結日から、令和3年3月31日まで

(4) 委託料の上限

260,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）：税率10%

(5) 発注者

防府市

(6) 計画概要

「防府市庁舎建設基本構想・基本計画」及び「現庁舎敷地建築計画資料」による。

なお、「防府市庁舎建設基本構想・基本計画」では、新庁舎の建設候補地を駅北公有地エリアとしていたが、その後、現庁舎敷地での建て替えの方針を変更した。そのため、建設候補地に関する部分については適宜読み替え、あるいは「現庁舎敷地建築計画資料」の内容に置き換えることとする。

3 選定方法

本業務の受託に当たっては、代表企業と地元企業からなる共同企業体（以下「JV」という。）の結成を条件とし、以下の方法により選定する。

- (1) 代表企業枠については、参加を表明した者のうち、資格要件を満たす者が提出した技術提案書について、防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による一次審査及び二次審査により、最優秀者を優先交渉権者、次点者を次点交渉権者として特定する。
- (2) 地元企業枠については、参加を表明した者のうち、資格要件を満たす全ての者をJV構成員候補者として選定する。
- (3) 代表企業枠で特定された優先交渉権者は、地元企業枠で選定されたJV構成員候補者の中から、自らの責任において2者以上を選定し、JVを結成するものとする。なお、地元企業枠により選定された構成員の出資比率は、1者あたり10%以上とする。
- (4) 防府市は、結成されたJVを随意契約の相手方として本業務に係る委託契約を締結する。

4 スケジュール

代表企業枠	地元企業枠	日程等
プロポーザル開始の公告		6月19日（水）
質問受付期限		6月25日（火）
質問回答期限		6月28日（金）
参加申込書提出期限		7月2日（火）
参加資格確認通知		7月3日（水）
技術提案書提出期限	—	7月29日（月）
一次審査 （書類審査）	—	8月上旬
一次審査結果通知	—	8月上旬発送
二次審査 （ヒアリング）	—	8月中旬
選定結果通知	—	8月中旬発送
共同企業体協定書提出期限		9月上旬
契約締結		9月中旬

5 担当課（事務局）

防府市 総務部 庁舎建設室

747-8501 山口県防府市寿町7番1号

電話番号 0835-25-2528

FAX 0835-23-2231

メールアドレス tyousha@city.hofu.yamaguchi.jp

ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/63/>

6 参加資格

(1) 共通要件

本プロポーザルに参加する者は、参加申込日時点において、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- ① 単体企業であること。ただし、代表企業枠応募者については、協力事務所として他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げるものではない。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑤ 契約締結日までの間において、防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 代表者、役員及び使用人が、防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 代表企業枠

- ① 平成16年4月1日以降に発注された、国又は地方公共団体の庁舎（平成21年国土交通省告示第15号別添二類型四第2類に該当するもの）で、延床面積10,000㎡以上の建物に関する基本設計・実施設計業務（新築設計業務に限る。）を、元請あるいはJVの代表構成員とし

て受託し、公告日現在において当該業務が完了していること。

- ② 平成16年4月1日以降に、日本国内において、免震構造建築物（戸建住宅を除く）の設計業務を元請あるいはJ Vの代表構成員として受託し、公告日現在において当該業務が完了していること。
- ③ 防府市測量・建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿（最新版）に登録があること。

(3) 地元企業枠

- ① 防府市測量・建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿（最新版）に市内業者又は準市内業者として登録があること。
- ② 平成16年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した公共施設の設計業務（新築、増築又は耐震補強に限る。）を元請あるいはJ Vの代表構成員として受託し、公告日現在において当該業務が完了していること。

(4) 参加に関する制限

- ① 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 応募者につき1点のみとする。
- ② 代表企業枠と地元企業枠に重複して応募することはできない。

(5) 失格

応募者が次の要件のいずれかに該当した場合は失格とし、その者の提出書類は無効とする。

- ① 提出書類の提出方法や内容、期限等が、本実施要項に適合しない場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- ③ 選定委員会の委員と接触があった場合。
- ④ プレゼンテーション・ヒアリングに出席しなかった場合。
- ⑤ 本業務の契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ⑥ その他選定委員会が不適格と認めた場合。

7 実務実施上の条件

(1) 技術者（代表企業枠）

本業務において、管理技術者及び、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各分野において、それぞれに以下の条件を満たす技術者を配置するものとする。なお、代表企業枠応募企業と参加申込日まで連続して3か月以上の雇用関係にある者とし、兼任は認めない。

- ① 管理技術者

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

イ 平成16年4月1日以降に発注された、国又は地方公共団体の庁舎（平成21年国土交通省告示第15号別添二類型四第2類に該当するもの）で、延床面積10,000㎡以上の建物に関する基本設計・実施設計業務（新築設計業務に限る。）に元請あるいはJVの代表構成員の管理技術者として携わり、公告日現在において当該業務が完了している実績を有すること。

② 建築（総合）主任担当技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士であること。

③ 建築（構造）主任担当技術者

建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士であること。

④ 電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者

少なくともどちらか一方が、建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士であること。

(2) 再委託

建築（総合）分野を再委託してはならない。

その他の分野の再委託に当たっては、簡易な作業を除き、事前に発注者の承諾を得るものとする。

なお、参加表明の際に「協力事務所調書（様式6）」を提出した場合は、事前承諾を得たものとみなす。

8 参加手続き・審査方法

(1) 代表企業枠

① 参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和元年7月2日（火）午後5時 必着

イ 提出先

「5 担当課（事務局）」

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

※持参：受け付けは、開庁日の午前8時15分から午後5時まで。

※郵送：不達及び遅配を原因とする応募者の不利益に対して本市は責任を負わないため、応募者において配達完了を確認する等の対策を講じること。

エ 提出書類

- | | |
|------------------|-----|
| ・参加申込書（様式1-1） | 1部 |
| ・誓約書（様式2） | 1部 |
| ・業務実施体制調書（様式3-1） | 12部 |
| ・業務実績調書（様式4） | 12部 |
| ・予定技術者調書（様式5） | 12部 |
| ・協力事務所調書（様式6） | 12部 |

※提出書類の作成に当たっては、参加申込書及び技術提案書作成要領（別添1）を参照のこと。

※提出書類は製本せず、様式3-1から様式6については様式の番号順に並べた上で、1部のみクリップ留めとし、残りはホッチキス留め（左上1か所）とする。

② 質問受付及び回答

質問は提出書類の作成及び提出に関する事項に限るものとし、審査や評価に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和元年6月25日（火）午後5時

イ 提出先

「5 担当課（事務局）」

ウ 提出方法

質問書（様式7）により、電子メールで提出のこと。電子メール以外の方法では受け付けない。なお、必ず着信の確認を行うこと。

エ 回答方法

令和元年6月28日（金）までに、質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページに質問者を伏せて掲載する。なお、回答については、本実施要項の修正又は追加として扱う。

③ 参加要件の確認

事務局で参加申込書等の書類審査を行い、応募者が参加要件を満たしているかどうかを確認し、その結果を文書で通知する。

参加要件を満たしていない場合は参加申込書等を無効とし、技術提案書等の提出があった場合もこれを無効とする。

④ 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和元年7月29日（月）午後5時 必着

イ 提出先

「5 担当課（事務局）」

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

※持参：受け付けは、開庁日の午前8時15分から午後5時まで。

※郵送：不達及び遅配を原因とする応募者の不利益に対して本市は責任を負わないため、応募者において配達完了を確認する等の対策を講じること。

エ 提出書類

- | | |
|------------------|-----|
| ・技術提案提出書（様式8） | 1部 |
| ・業務実施方針調書（様式9） | 12部 |
| ・技術提案書（様式10） | 12部 |
| ・参考見積書（様式任意。A4判） | 1部 |

※提出書類の作成に当たっては、参加申込書及び技術提案書作成要領（別添1）を参照のこと。

※提出書類は製本せず、様式9，10については、1部のみクリップ留めとし、残りはホッチキス留め（左上1か所）とする。なお、ホッチキス留めの11部はA4判縦のサイズに折り込み、クリップ留めの1部はA3判のままとする。

オ 技術提案のテーマ

「防府市庁舎建設基本構想・基本計画」及び「現庁舎敷地建築計画資料」を踏まえて、以下のテーマについて提案すること。

- 市民の生命と財産を守る庁舎
- 時代の変化に対応できる庁舎
- わかりやすく便利な庁舎
- 機能的でエコな庁舎
- 防府らしさが感じられる庁舎

※建設中は新たに仮設庁舎を建てずに既存施設を利用することで事業費抑制と工期短縮を行う方針であるため、原則としてそれを踏まえた提案を行うこと。

※山口県に対して、将来防府警察署の建て替えに当たって市役所敷地内への移転を要望しているため、それを踏まえた提案を行うこと。(例：「現庁舎敷地建築計画資料」の「誘致ゾーン」)

⑤ 一次審査

選定委員会において、提出書類の書類審査を行い、二次審査の対象者を5者程度選定する。なお、審査は非公開とする。

ア 実施予定日

令和元年8月上旬

イ 評価項目

評価対象	判断基準	ウエイト
参加申込書等	<ul style="list-style-type: none">・業務実施体制・業務実績・予定技術者の技術力・予定技術者の専任性	25/100
技術提案書等	<ul style="list-style-type: none">・業務実施方針・的確性・実現性・独創性	70/100
参考見積書	<ul style="list-style-type: none">・見積金額	5/100

ウ 結果通知

選定後、速やかに結果通知を発送する。

⑥ 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。一次審査と二次審査の結果に基づいて総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。なお、審査は非公開とする。

ア 実施予定日

令和元年8月中旬

イ 実施内容

- ・技術提案書について提案者から説明を受けた後、選定委員による質疑を行う。時間は、1者50分以内（説明30分、質疑20分）とする。
- ・出席者は、本業務の配置予定技術者の中から3名以内とし、管理技術者が説明を行うものとする。
- ・日時、場所、留意事項等については一次審査後に別途通知する。

ウ 評価項目

評価対象	判断基準
説明者	<ul style="list-style-type: none">・取組意欲・コミュニケーション能力・理解度・技術力

エ 結果の通知

プレゼンテーション・ヒアリングに出席した者のうち、優先交渉権者及び次点交渉権者に特定された者には「特定通知書」により、その旨を通知する。それ以外の者には「非特定通知書」により、その旨と理由を通知する。

なお、特定された場合でも、提案内容の履行を保証するものではない。

オ 結果の公表

選定委員会における選定結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表する。

(2) 地元企業枠

① 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和元年7月2日（火）午後5時

イ 提出先

「5 担当課（事務局）」

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

※持参：受け付けは、開庁日の午前8時15分から午後5時まで。

※郵送：不達及び遅配を原因とする応募者の不利益に対して本市は責任を負わないため、応募者において配達完了を確認する等の対策を講じること。

エ 提出書類

- ・参加申込書（様式1-2） 1部
- ・誓約書（様式2） 1部
- ・業務実施体制調書（様式3-2） 12部
- ・業務実績調書（様式4） 12部

※提出書類は製本せず、1部のみクリップ留めとし、残りはホッチキス留め（左上1か所）とする。

② 参加申込書に関する質問及び回答

「8（1）② 質問受付及び回答」と同じ。

③ 審査方法

事務局で参加申込書等の書類審査を行い、応募者が参加要件を満たしているかどうかを確認した上で、その結果を文書で通知する。

なお、地元企業枠応募者のうち参加要件を満たす者をJV構成員候補者とし、その提出書類は、優先交渉権者に対して示すものとする。

9 選定委員会の構成

防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル選定委員会	
氏名	備考
古田 健一	学識経験者（徳山工業高等専門学校教授、一級建築士）
松田 悦治	学識経験者（一級建築士）
加藤 久雄	学識経験者（一級建築士）
山根 和子	市民代表（市民活動支援センター長）
山本 和恵	市民代表（子育て支援団体代表）
中司 正樹	行政関係者（山口県総務部管財課長）
森重 豊	行政関係者（防府市副市長）

10 業務委託契約

(1) 共同企業体の結成

代表企業枠の優先交渉権者に特定された者は、自らの責任において、

J V構成員候補者の中から2者以上を選定してJ Vを結成する。

(2) 契約締結交渉

市は、(1)で結成されたJ Vと契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調の場合は、次点交渉権者とJ V構成員候補者により結成されたJ Vと契約交渉を行う。

(3) 失格による契約解除

契約締結後に、J Vの代表企業又は構成員が、「6 (5) 失格」に定める失格条項に該当していることが明らかとなった場合は、契約を解除する。

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルにおける技術提案は、本業務の設計者を特定するために基本的な考え方や取組方法等についての提案を求めるものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (2) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリングへの出席等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は提出した応募者に帰属する。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。
- (5) 本プロポーザルの公平性及び透明性の確保のため、特定された技術提案書を公開することがある。
- (6) 提出期限日以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した予定技術者は原則として変更できないが、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得ること。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 応募者は応募に当たって「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正な募集手続きが執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は当該応募者を募集手続きに参加させず、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を取ることがある。また、その他

市が必要と求めた場合、募集手続きを延期、中止又は取り消すことがある。
(9) 本プロポーザルにおいて不測の事態等が生じた場合は、選定委員会と事務局が協議のうえ対応方針を決定する。